環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律 (独占禁止法関係抜粋)

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第一 条 私的 独 占 0 禁止 及び公正 取 引の 確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五 十四四 号) \mathcal{O} 部 を次 0 ょ

うに改正する。

第十条第九項中 「期間)」の下に「(以下この条において 「通知期間」という。)」 を加え、 同項に次

の五号を加える。

三 当該届 出に係る株式 スの取得 に関 し、 第四十八条の二の規定による通知をした場合にお いて、 第四 +

八条 が 三 第一 項に規定する期 間 内 に、 同 項 \mathcal{O} 規定による認定 \mathcal{O} 申 請 が なかつたとき。

几 当該 届 出 に係る株式の取得 に関 Ļ 第四十八条の二の規定による通知をした場合において、 第四十

八条の三第一 項の規定による認定の申請に係る取下げがあつたとき。

五. 当該 富 出に係 る株式 0 取 得 に関 し、 第四十八条の二の規定による通知をした場合にお いて、 第四十

八条 が 三 一第 項 \mathcal{O} 規 定による認定 $\overline{\mathcal{O}}$ 申 請 に 0 **(**) て同 条第六項 の規定による決定が あ つたとき。

六 当 該 届 出に 係 る株式 の取得に関 し、 第四十八条の 五第 一項 (第一号に係る部分に限る。 の規定に

よる第四十八条の三第三項の認定 (同条第八項の規定による変更の認定を含む。) の取消しがあつた

場合

七 当 該 届 出に係る株式 の取得 に関 第四十八条の 五第一 項 (第二号に係る部分に限る。) の規定に

よる第四 十八 条の三 一第三項 \mathcal{O} 認定 (同 条第八項の規定による変更の 認定を含む。 \mathcal{O} 取消 しが あつた

場合

第十条に次の四項を加える。

第九 「項第三号の規定に該当する場合において、 公正取引委員会は、 第十七条の二第一 項の規定に より

当該 届 出 に係 る株 式 \mathcal{O} 取得 に関 し 必 要な措置を命じようとするときは、 通知期間 間 に六十日 を加 算 た期

間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第九項第四号の規定に該当する場合において、 公正取引委員会は、 第十七条の二第一 項の規定によ

当該 湢 出に係 る株式 \mathcal{O} 取得に関 し必要な措置を命じようとするときは、 通知期間 間に第四 十八条の二の 規

定に よる通 知 \mathcal{O} 日 か 5 同 号 O取 下げが あ つた日までの 期間 に相当する期間 を加 算 した期間 内に、 第九項

本文の通知をしなければならない。

当該 第九項第五号の規定に該当する場合において、 届 出に係 る株式 \mathcal{O} 取得に関 し必要な措置を命じようとするときは、 公正取引委員会は、 第十七条の二第一 通知期間に 九十日を加 項の規定により 算した期

間 内 第 九 項 本 文 \mathcal{O} 通 知 をし な け れ ば な らな

第 九 項 第六号 \mathcal{O} 規定に該当する場合に お 7 て、 公正取引委員会は、 第十七条 穴の二第 項の 規 定 ょ

当該 届 出 に係る株式の 取得に関 し必要な措置を命じようとするときは、 第四十八条の 五. 第 項 の規定に

ょ る決定の 日から起算して一年以内に第九項本文の通知をしなければならない。

第十五 条第三項 第十五条の二第四 項、 第十 五 条 の三第三項及び第十六条第三項中 カか ら第十項」 を

5 第十 匹 項 に、 「及び 第十四 ·項 」 を 「及び 第十項 カ ら第十 应 項 Ĵ で 0 規定」 に改 8 Ź。

カン

第四十八条の次に次の八条を加える。

第四 一十八条 の 二 公正取引委員会は、 第三条、 第六条、 第八条、 第九条第一項若しくは第二項、

項、 第十一条第 項、 第十三条、 第十四条、 第十五条第一項、 第十五 条の二第 一項、 第十五 条 の三第

項、 第十六条第 項、 第十七 条又は 第十 九 条 \bigcirc 規 定 に違反する事 実が あ ると思料す る場場 合に な

の疑 7 の理由となつた行為について、 公正か つ自由な競争の 促進を図る上で必要が あると認めるとき

そ

は、 当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。 ただし、 第五

十条第一 項 (第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による通知をした後

は、この限りでない。

- 一 当該行為の概要
- 二 違反する疑いのある法令の条項

三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

第四十八条の三 前条の 規定による通知を受けた者は、 疑い 、 の 理· 由となった行為を排除するために必要な

措 ようとする措置 置を自ら策定し、 (以下この条から第四十八条の五までにおいて 実施しようとするときは、 公正 取引委員会規則で定めるところにより、 「排除措置」という。)に関する計 そ \mathcal{O} 実施 画

以下この条及び第四十八条の五におい て 「排除措置計画」 という。) を作成し、 これを当該通知 0 日 カン

ら六十日以内に公正取引委員会に提出して、 その認定を申請することができる。

排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

排除措置の内容

二 排除措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

公正 取引委員会は、 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による認 定 の申 -請があ つた場合において、 その排除措置計 画が次の

各号の , , ずれに、 も適合すると認めるときは、 その認定をするものとする。

排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであること。

排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

前 項 \hat{O} 認定は、 文書によつて行い、 認定書には、 委員長及び第六十五条第一 項の規定による合議に出

席した委員がこれに記名押印しなければならない。

第三項の認定は、 その名宛人に認定書の謄本を送達することによつて、 その効力を生ずる。

公正取引委員会は、 第一項の規定による認定の申請があつた場合において、 その排除措置計 画が

項各号の いがずれ かに適合しない と認めるときは、 決定でこれを却下しなければならない。

第四 項 及び第三 五 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定は、 前項 \mathcal{O} 規定による決定について準用する。 この場合において、 第四項及

び第五 項中 「認定書」 とあるのは、 「決定書」と読み替えるものとする。

第三項の認定を受けた者は、 当該認定に係る排除措置計画を変更しようとするときは、 公正取引委員

会規則で定めるところにより、 公正取引委員会の認定を受けなければならない。

第三項 カン ら第七項までの規定 は、 前項 \mathcal{O} 規定による変更の 認定につい 7 潍 一用 する。

第四

十八

条

 \mathcal{O}

兀

第七条第

項及び

第二項

(第八条の二

第二項及び第二十条第二項において準

用する場合

を含む。)、第七条の二第一項 (同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。

及び第四項、 第八条の二第一項及び第三項、 第十七条の二、 第二十条第一項並びに第二十条の二から

第二十条の六までの規定は 公正 取引委員会が 前条第三項の認定 同 条第八項の規定による変更 0 認定

を含む。 次条、 第六十五条、 第六 十八条第一項及び第七十六条第二項にお いて同じ。 をした場合 に な

V 当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る行為については、 適用しない。 ただ

次条第一項の規定による決定があつた場合は、 この限りでない。

第四十八条の五 公正取引委員会は、 次の各号の いずれかに該当するときは、 決定で、 第四十八条の三第

三項の認定を取り消さなければならない。

第四十八条の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置が実施されていないと認める

第四十八条の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが

判明したとき。

第四 干 八条 の三第四 項及び第五項の規定は、 前項の規定による決定について準用する。 この場合に お

いて、 同条第四項及び第五項中 「認定書」とあるのは、 「決定書」と読み替えるものとする。

項の規定による第四十八条の三第三項の認定の取消しがあつた場合において、

当該取消

しが

第七

第

条第二項ただし書 (第八条の二第二項及び第二十条第二項にお いて準用する場合を含む。 以下この項に

お いて同じ。) に 規定する期間 の満了する日の二年 前 \mathcal{O} 日以後にあつたときは、 当該 認定に係 る疑 1 \mathcal{O}

理由となつた行為に対する第七条第二項 (第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合

を含む。) 又は第八条の二第三項の規定による命令は、 第七条第二項ただし書の規定にかかわらず、 当

該取消しの決定の日から二年間においても、することができる。

む。 前 項 若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による命令について準用する。こ \mathcal{O} 規 定 んは、 第七条の二第 項 (同 [条第二項及び第八条の三において読み替えて準 用する場合を含

あ \mathcal{O} るのは 場合において、 「第七条の二第二十七項 前項中 「第七条第二項ただし書(第八条の二第二項及び第二十条第二項において」と (第八条の三及び第二十条の七において読み替えて」と、 第七条

第二項ただし書」 とあ るのは 第七 条の二第二十七 項」 と読 み替えるものとする。

第四 十八八 条 の六 公正取引委員会は、 第三条、 第六条、 第八条又は 第十 九 条の 規定に違反する疑 V 0 理 由

となつた行為が既になくなつている場合においても、 公正かつ自由 な競争の促進を図る上で特に 必 要が

る。 あ ると認めるときは、 ただし、 第五 十条第 第一号に掲げる者に対し、 項 (第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。) 第二号に掲げる事 項を書面により通知することが の規定に でき

よる通知をした後は、この限りでない。

一次に掲げる者

イ 疑いの理由となつた行為をした者

口 疑 1 \mathcal{O} 理 由 となった行為をした者が 法人である場合にお いて、 当該法人が合併により消 滅したと

きにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

疑 1 の理由となつた行為をした者が法人である場合にお いて、 当該法人から分割により当該行為

ノヽ

に係る事業の全部又は一部を承継した法人

= 疑い の理由となつた行為をした者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者

次に掲 げ る事 項

1 疑 1 \mathcal{O} 理 由となった行為 の概

口 違反する疑いのあつた法令の条項

ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

第四十八条の七

前条の

規定による通知を受けた者は、

疑い

の理由となつた行為が排除されたことを確保

するために必要な措置を自 ら策定し、 実施しようとするときは、 公正取引委員会規則で定めるところに

ょ り、 その実施しようとする措置(以下この条から第四十八条の九までにおいて 排 除 確保措置」とい

う。 に関する計画 (以下この条及び第四十八条の九において「排除確保措置計 画」という。) を作成

これを当該通知の 日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、 その認定を申請することができ

る。

排 除 確保措置計画には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 排除確保措置の内容

二 排除確保措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

公正 菆 引委員会は、 第 項の 規定による認 定 の申 · 請 が あつた場合において、 その排除確保措置計

画

が

次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、 その認定をするものとする。

の理由となつた行為が排除されたことを確保するために十分なものであること。

排 除 確 保措 置 が 確実に実施されると見込まれるものであること。

排

除

確保措

置が疑い

第四 十八条 の三第四 項 及び第一 五 項 \mathcal{O} 規定 は、 前 項 \mathcal{O} 規定による認定に ついて準用 でする。

公正取引委員会は、 第一項の規定による認定の申請があつた場合にお いて、 その排除 確保措置計 画 が

第三項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、 決定でこれを却下しなければならない。

第四十八条の三第四 |項及び第五項の 規定は、 前項の 規定による決定について準 用する。 こ の 場合にお

11 て、 同条第四 1項及び 第五項中 「認定 書」 とあ るの は、 「決定書」 と読み替えるものとする。

第三項 の認定を受けた者は、 当該認定に係る排除確保措置計 画を変更しようとするときは、 公正 取引

委員会規則で定めるところにより、 公正取引委員会の認定を受けなければならない。

第三項から第六項までの規定は、 前項の規定による変更の認定につい て準用する。

第四 十八条 \mathcal{O} 八 第七条第 項及び第二 項 (第八条の二第二項及び第二十条第二項に お 1 て準 一用 する場合

を含む。)、 第七 条の二 一第 項 (同 条第 一項及び 第八条の三において読み替えて準 用する場合を含む。

及び第四項、 第八条の二第一項及び第三項、 第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六ま

での規定は、 公正 取引委員会が前条第三項の認定 (同条第七項の規定による変更の認定を含む。 次条、

第六十五条、 第六十八条第二項及び第七十六条第二項にお いて同じ。) をした場合に お いて、 当 該 認定

に係 る疑 1 \mathcal{O} 理 由となつた行為及び 排 除 確 保措 置に係る行為については、 適用 L ない。 ただし、 次条第

一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

第四十八 、条の九 公正取引委員会は、次の各号の いずれかに該当するときは、 決定で、第四十八条の七第

三項の認定を取り消さなければならない。

第四 十八条の 七第三項の認定を受けた排除確保措置計画に従つて排除確保措置が実施され てい ない

と認めるとき。

第四十八条の七第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが

判明したとき。

第四 十八条の三第四 項及び第五項の 規定は、 前 項 (T) 規定による決定について準 用する。 この 場合に お

1 て、 同 条第四 「項及び 第 五 |項中 認定 書」 とあ る 0 は、 決定書」 と読み替えるものとする。

第

項の規定による第四十八条の七第三項の認定の取消

条第二項ただし書 (第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。 以下この 項に

しがあつた場合において、

当該取消

しが第七

お ** \ て同じ。) に規定する期間 の満了する日 の二年 ·前 の 日 以後にあったときは、 当該 認定に係 る疑 V \mathcal{O}

理 由 Iとな つた行為に対する第七 条第二 項 (第八条の二第一 一項及び第二十条第二項に お 1 て準用で する場

を含む。) 又は第八条の二第三項の規定による命令は、 第七条第二項ただし書の規定にかかわらず、 当

該 取消 しの決定の 日から二年間においても、 することができる。

前 項 \mathcal{O} 規定は、 第七 条の二第一 項 (同 条第二項及び第八条の三におい て読み替えて準 用する場合を含

む。 若しくは 第四 項又は第二十条の二から第二十条 \mathcal{O} 六まで の規 定による命令につい て準 甪 する。

 \mathcal{O} 場合に において、 前項中 「第七条第二項ただし書 (第八条の二第二項及び第二十条第二項において」と

あるのは 「第七条の二第二十七項 (第八条の三及び第二十条の七において読み替えて」と、 第七条

第二項ただし書」 とあるのは 第七条の二第二十七項」 と読 み替えるものとする。

第五 十 条第一 項 中 「以下」の下に 「この節 に おい て を加い える。

第六十五 条第 項中 「及び競 争 回 [復措] 置 命 令 を 競争回]復措置 命令、 第四十八条の三第三項の認定

及び第四十八条の七第三項の認定」に改める。

第六十八条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

公正 取 引委員会は、 第四十八条の三第三項 \mathcal{O} 認定をした後においても、 特に必要があるときは、 第四

十七 条の 規定 に ょ り、 第四 十八条の 五. 第 項各号の 1 ずれ かに該当しているかどうかを確 かめるため

必要な処分をし、 又はその職員をして処分をさせることができる。

公正取引委員会は、 第四· 十八条の七第三項の認定をした後においても、 特に必要があるときは、 第四

十七 条の 規定により、 第四 十八条の 九第一 項各号の 7 ず れ かに該当してい るかどうかを確かめるために

必要な処分をし、 又は その 職員をして処分をさせることができる。

第七十条の十一及び第七十条の十二中 「決定」 を 「認定、 決定」 に改める。

第七十六条第二項中「及び競争回復措置命令」を「、 競争回復措置命令、 第四十八条の三第三項の認定

及び第四十八条の七第三項の認定」に改める。

第二条~第十一条 (略)

附 則

(施行期日)

第一 条 この法律は、 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日 (第三号にお いて「

発効日」という。 から 施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め る日 か 2ら施2 行する。

一~三 (略)

第二条~第十条 (略)

(水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法の一部改正)

第十一 条 次に掲げ る法律 \mathcal{O} 規定中 「第四 一十七条」 0) 下に 第四十八条、 第四十九条」 を加え、 カ たら第

六十八条まで」 を 第六十七条 第六十八条第三項」 に改 8 る。

水産 上業協同. 組 合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号) 第九十五 条

の四

第十二条~第十七条 (略)

関係法律の規定の整備を行う必要がある。これが、 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の この法律案を提出する理由である。